

第3回 伊勢市宿泊税検討委員会 説明資料

令和6年12月27日

本資料の構成

1 第2回検討委員会のふりかえりp	2
2 第3回検討委員会での論点p	3
3 先行自治体における宿泊税の制度内容p	4
4 伊勢市の宿泊税の税制案p	16
5 今後のスケジュールp	31

1 第2回検討委員会のふりかえり

(1) 第2回検討委員会の報告事項

- 宿泊事業者観光客アンケート結果の確認
 - 観光客アンケートでネガティブな意見は約20%、宿泊事業者アンケートで約44%
 - 税負担者である観光客は200円程度であれば許容範囲
- 宿泊事業者の事務負担軽減を図ること
- シンプルな税制設計とすること

(2) 合意事項

検討委員会として、市税としての宿泊税導入を前向きに検討

(3) 引き続いての検討事項

- 宿泊税の使途
- 定額(一律式、段階式)、定率の検討
- 修学旅行等の課税免除、ならびに免税点の検討
- 入館料の取り扱いの整理
- 宿泊単価、ならびに税込シミュレーションの精査

2 第3回検討委員会での論点

◎ 伊勢市の宿泊税の制度内容について

- 宿泊税の目的、用途について
- 税率【定額(一律式、段階式)、定率】について
- 課税免除、免税点について

3 先行自治体における宿泊税の制度内容

- (1) 宿泊税の目的、用途について
- (2) 税率【定額(一律式、段階式)、定率】について
- (3) 課税免除、免税点について

3-(1)-1 宿泊税の目的の整理

先行導入自治体等の事例(導入済み・導入決定(総務省同意)済み自治体)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に要する費用に充てる	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
施行年月日	R2.4.1	R5.4.1	R6年11.1	R7年1月	R7年4月	R7年11月
目的	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる

※赤字は「地域の魅力を高めること」を目的に掲げている。

3-(1)-2 宿泊税の使途の整理

先行導入自治体等の事例(導入済み・導入決定(総務省同意)済み自治体)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1
使途	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備/東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営/都内の観光スポット等を記載したウェルカムカードの作成	観光客受入のための基盤整備・持続可能な観光の促進/府域における交通アクセス等の容易化・円滑化/文化・生活習慣に配慮した対応/安心・安全の確保/魅力あふれる観光資源づくり/効果的な誘客促進	市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備/京都観光における更なる質・満足度の向上/京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興/観光客の受入れ環境の充実/市民生活と調和した持続可能な観光の振興	ニセコ・羊蹄山の環境保全/安心・安全なリゾートの形成/"観光インフラ"の整備	宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援/インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援/市町村の観光振興施策への財政的支援(宿泊税導入市町村除外)	九州のゲートウェイ都市機能強化/MICE都市としてのプレゼンス向上/地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
施行年月日	R2.4.1	R5.4.1	R6年11.1	R7年1月	R7年4月	R7年11月
使途	観光都市とするためのブランディング/地域資源の観光資源化/セールスプロモーション/観光客がストレスフリーで観光を楽しめる環境整備/MICE戦略を強化し都市型集客の促進/アジアを中心とした誘客促進	サービス向上・消費拡大/受入環境整備/情報提供/緊急時の対応等	地域内交通の充実/宿泊事業者の地球環境負荷の低減を促進・支援/観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX推進/景観・環境保全対策/有事への備え	来訪者(宿泊者)の満足度向上/来訪者(宿泊者)の増加促進/観光の好循環創出と加速	宿泊客の増加・観光消費拡大に資する事業【既存】イベント開催支援・実施/観光客受入環境の整備/誘客宣伝業務/市場調査・分析等【今後】マーケティング/コンテンツ開発/観光インフラ/運営経費/人材育成	観光インフラの整備/増加する観光客への対応/魅力ある赤井川村づくり

3-(1)-3 先行導入自治体の検討動向

- 目的について、先行導入自治体では「観光振興を図る」ことを掲げている。また、「地域の魅力を高めること」を目的としているかについて違いがみられる。
- 使途について、先行導入自治体では、交通アクセスの充実、観光案内所運営、Wi-Fi環境整備などの観光客の受入環境整備や、イベント開催、誘客宣伝・情報発信などが多くなっている。
- 特徴的な使途として、京都市は市民も含めた「市民と観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備」について、倶知安町は「地域DMOの事業・運営」に充当している。また、災害やパンデミック対応の基金設立や積み立てに充当する事例や、九州地方はMICE誘致を使途とする事例も複数ある。

3-(2)-1 税率の整理

①先行導入自治体等の事例(導入済み・導入決定(総務省同意)済み自治体)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1
税率(方式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定率	定額(一律式)	定額(段階式)
税率(水準)	1~1.5万未満:100円	0.7~1.5万未満:100円	2万未満:200円	0.5~2万未満:200円	2%	200円	2万未満:150円
	1.5万~:200円	1.5~2万未満:200円	2~5万未満:500円	2万~:500円		福岡市、北九州市: 50円	2万~:450円
		2万~:300円	5万~:1000円			上記以外の課税 市町村:100円	

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
施行年月日	R2.4.1	R5.4.1	R6年11.1	R7年1月	R7年4月	R7年11月
税率(方式)	定額(一律式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(段階式)
税率(水準)	150円	1万未満:100円	2万未満:200円	200円	200円	2万未満:200円
		1~2万未満:200円	2~5万未満:500円			2万~:500円
		2万~:500円	5~10万未満:1,000円			
			10万以上:2,000円			

● 見直しの動き

- 大阪府：検討会議の答申を受け、府議会で条例改正案を可決(2024.11.5)

免税点を5,000円に変更の上、5千以上1.5万未満:200円、1.5万以上2万未満:400円、2万以上:500円以上に拡大、2025年後半の引き上げを目指して国の協議を進める。収入は約25億円から80億円規模となる見込み。

- 京都市：検討委員会が答申(2024.11.6)、市長が引き上げを表明(2024.12.4)

検討委員会にて、①全体的な税率引上げが必要であること、②税率区分の追加や細分化を行うことにより、負担の更なる垂直的公平を図ることが必要であること等を答申。市長が引き上げを表明。数十億円規模の増収を見込む。

3-(2)-2 税率の整理

②先行導入自治体等の事例(導入決定済み・検討中自治体)

	松江市	高山市	下呂市	宮城県	仙台市	長野県	広島県	北海道
導入時期 (予定)	R7.12月以降 12月条例制定	R7年10月 12月条例制定	R7年10月 12月条例制定	R7年11月 10月条例制定	R7年11月 10月条例制定	R8年4月 2月条例案上程	R8年4月 12月条例制定	R8年4月 12月条例制定
税率(方式)	定額(一律式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(段階式)
税率(水準)	200円	1万未満:100円	5千未満:100円	300円	300円	300円	200円	2万未満:100円
		1~3万未満:200円	5千~:200円					2~5万未満:200円
		3万~:300円						5万~:500円
	札幌市	釧路市	熊本市	宮崎市	弘前市	千葉県	浦安市	沖縄県
導入時期 (予定)	R8年4月 12月条例制定	R8年4月 12月条例制定	R8年7月 2月条例案上程	検討委員会市長報告 12/20	条例案パブコメ中	知事表明11/21	R8年春	R8年度導入 2月条例案上程
税率(方式)	定額(段階式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定額(一律式)	定率
税率(水準)	5万未満:200円	200円	200円	200円	200円	150円	100~150円	2% 上限2000円
	5万~:500円							

3-(2)-3 先行導入自治体の検討動向

- 先行導入自治体(①)では、13自治体のうち、8自治体が定額(段階式)を導入。一方、近年導入を検討している自治体(②)では、16自治体のうち、11自治体が定額(一律式)の導入を検討。
- 定額(一律式)としている先行導入自治体では、簡素な制度にすることにより、宿泊事業者の負担軽減を図っている。また、定額(段階式)の自治体は、高額ホテルの立地する大都市やリゾート地であり、支払い能力に応じた課税を一定程度可能としている。
- 定率制の導入は倶知安町のみだが、沖縄県が導入を検討。宿泊客の支払い能力にあった課税が可能、宿泊料金の上昇に応じた税収増加が見込める、宿泊事業者の要望等により、定率制で条例案を提出予定。

■ 定額、定率の整理

定額(一律式)	定額(段階式)	定率
・制度設計が比較的容易で事務負担が少ない	・制度設計が複雑で事務負担が大きい(宿泊単価を算定し、税額を計算する必要がある)	・制度設計が複雑で事務負担が大きい(宿泊単価を算定し、税額を計算する必要がある)
・宿泊単価が低額でも一定の財源を確保できる(単価が上昇しても税収に上限がある)	・宿泊単価の上昇に応じて一定程度税収が大きくなる	・宿泊単価の上昇に応じて税収が大きくなる(単価が低額の施設が多いと税収が少ない)
・享受する行政サービスの公平感が高い ・安価な宿泊費に対して負担が大きくなる傾向がある	・享受する行政サービスの公平性と支払い能力(担税力)に応じた課税が一定程度可能	・支払い能力(担税力)に応じた課税が可能

3-(3)-1 課税免除・免税点の整理

①先行導入自治体等の事例(導入済み・導入決定(総務省同意)済み自治体)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1
免税点	1万円	7千円	なし	5千円	なし	なし	なし
課税免除	なし	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、職場体験・インターンシップ参加者	なし	なし

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
施行年月日	R2.4.1	R5.4.1	R6年11.1	R7年1月	R7年4月	R7年11月
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	8千円
課税免除	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、部活動または地域のクラブチームとして参加する児童、生徒(引率含む)	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、町長が必要と認める者	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、12歳未満の者、市長が必要と認める者	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)

3-(3)-2 課税免除・免税点の整理

②先行導入自治体等の税率の事例(導入決定済み・検討中自治体)

	松江市	高山市	下呂市	宮城県	仙台市	長野県	広島県	北海道
導入時期 (予定)	R7.12月以降 12月条例制定	R7年10月 12月条例制定	R7年10月 12月条例制定	R7年11月 10月条例制定	R7年11月 10月条例制定	R8年4月 2月条例案上程	R8年4月 12月条例制定	R8年4月 12月条例制定
免税点	5千円	なし	なし	6千円	6千円	3千円	6千円	なし
課税免除	教育旅行	12歳未満、修学 旅行の参加者(引 率者含む)	12歳未満、修学 旅行の参加者(引 率者含む)	修学旅行その他 教育活動参加者・ 3歳未満の保育 所行事等参加者 (引率者含む)	修学旅行その他 教育活動参加者・ 3歳未満の保育 所行事等参加者 (引率者含む)	修学旅行その他 学校行事参加者	修学旅行その他 学校行事参加者	修学旅行その他 学校行事参加者 (引率者含む)

	札幌市	釧路市	熊本市	宮崎市	弘前市	千葉県	浦安市	沖縄県
導入時期 (予定)	R8年4月 12月条例制定	R8年4月 12月条例制定	R8年7月 2月条例案上程	検討委員会市長報告 12/20	条例案パブコメ中	知事表明11/21	R8年春	R8年度導入 2月条例案上程
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
課税免除	1学校行事参加 者、他(災害避難 等)	修学旅行、学校行 事参加者(引率者 含む)	なし	なし	市内の幼保施設、 小中学校の児童 等の教育活動に おける市内宿泊 施設への宿泊 (引率者含む)	なし	修学旅行、学校行 事参加者(引率者 含む)	修学旅行生及び 引率者

3-(3)-3 先行導入自治体の検討動向

- 課税免除について、先行導入自治体(①)では、13自治体のうち、6自治体が修学旅行等学校行事を課税免除としている。また、近年導入を検討している先行導入自治体(②)では、16自治体のうち、13自治体が課税免除としている。
- 免税点について、先行導入自治体(①)では、13自治体のうち、4自治体、近年導入を検討している先行導入自治体(②)では、16自治体のうち、5自治体が設定している。
- 先行導入自治体の考え方は主に下記の通りである。

課税免除 としている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等が教育活動の一環であり、公益性がある ・ 修学旅行の誘致促進を図る ・ 修学旅行での来訪を通じて、将来のリピーターにつなげることを目指す
課税免除 していない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者の事務負担を軽減する ・ 公平性の観点を考慮する（修学旅行生も一般宿泊客と同等の行政サービスを楽しんでいる） ・ ほかの学校行事との線引きが困難である ・ （課税免除していないが）免税点を設定することで、修学旅行等を含む観光目的以外の宿泊に対してできるだけ税負担を求めている
免税点あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低価格帯の宿泊者に対する負担が重い ・ 工事関係者等ビジネス目的の宿泊者に配慮が必要
免税点なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平性の観点を考慮する（宿泊料金にかかわらず同等の行政サービスを楽しんでいる） ・ 簡素な制度とすることが望ましい

3-(3)-4 他地域での教育旅行支援策

- 教育旅行を催行する旅行会社、または学校に対して、宿泊やバス経費への助成を行う自治体が多い。
- 特徴的な取り組みとして、高山市(児童生徒にクーポン配布)、島根県(教育旅行の下見に助成)、今治市(独自サービスを提供する市内宿泊施設に助成)などの取組がみられる。

区分	名称	自治体	概要	宿泊税導入状況
・学校へのクーポン配布 ・旅行会社への助成	教育旅行促進事業(第4弾飛騨高山教育旅行クーポン)	高山市	・教育旅行で高山市内に宿泊する 児童生徒および引率者に対して市内取扱い加盟店にて利用できるクーポン を発行 ・送客した旅行代理店に対して助成支援	導入検討/ 課税免除あり
学校への助成	田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費補助金	和歌山県 田辺市	田辺市内において、10名以上の団体で20人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿、教育旅行等及びMICE(会議・研修等)を実施する団体の主催者又は企画・造成を行う旅行者に対し支援	
学校への下見費用支援	令和6年度教育旅行視察・下見支援助成金	島根県	県外の学校の教職員が教育旅行の行き先を検討するにあたり、島根県へ視察や下見に訪れる(県内に宿泊する)場合の費用 を助成	
・学校への体験学習料支援 ・旅行会社への助成	令和6年度修学旅行における体験学習料助成金	福井県	・福井県内に宿泊し、指定する体験を実施する修学旅行を実施する学校を対象に、 体験学習料を助成 ・旅行を催行する旅行会社にも助成	
・宿泊施設へのサービス提供支援 ・旅行会社への助成	今治市修学旅行宿泊誘致促進事業費補助金	今治市	・ 今治市内の宿泊施設を対象に、今治市らしい独自のサービス提供に要する費用を補助(市内に1泊以上) 。 ・ 修学旅行を企画する旅行会社を対象に、体験型メニューの企画、実施に係る費用を補助(市内に1泊以上、体験施設等1箇所以上)	
旅行会社への助成	令和6年度 金沢市修学旅行等誘致推進事業(奨励金)	金沢市	金沢市での宿泊を伴う修学旅行先を提案し、旅行手配する 旅行会社に対して奨励金 を交付	導入済/ 課税免除なし
・学校へのバス経費支援 ・旅行会社への助成	令和6年度 猪苗代町教育旅行支援事業	福島県 猪苗代町	・猪苗代町への宿泊、体験活動を伴う教育旅行を実施する 学校を対象に、バス経費を助成 ・本事業を申請する学校の教育旅行を取り扱う 旅行会社に対して、手数料を交付	
学校へのバス経費支援	教育旅行バス補助金事業	福井県 大野市	大野市内での宿泊を伴う教育旅行を実施する 学校を対象に、バス借上料を支援	

3-(3)-5 入館料の整理

- 宿泊税は「宿泊料金」を受けて行われる宿泊に対して課税される。
- 「宿泊料金」とは…宿泊の対価として支払う金額(食事代、遊興費、税、立替金等を除く)。
⇒宿泊の対価として徴収するものであれば、課税対象となる。

先行自治体Q&A

自治体	Q	A
福岡県	添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。	当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。
福岡市 北九州市	子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。	宿泊料金に含まれるものの例として、「清掃代、寝具使用料、入浴代など」としており、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費など」としております。そのため、当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の使用の対価としての負担いただくものであれば、宿泊税を徴収していただくこととなります。
金沢市	0才～3才の幼児の場合、布団を使用しない場合でも1人900円をいただいているが、この場合どう取り扱えばよいのか。	宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず課税されます。ご質問の場合、当該料金が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。
倶知安町 長崎市 熱海市 二セコ町	「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。	名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

4 伊勢市の宿泊税 税制案

近隣市の動向について（鳥羽市 税の使途・税制案）

1. 宿泊税の使途について

以下の4つの柱に合致する事業へ宿泊税を充当することを提言

- ① 宿泊促進（宿泊者の満足度向上）
- ② 受け入れ体制の強化、観光インフラの整備
- ③ 伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用
- ④ 観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）

2. 宿泊税の税制概要

項目	内容	項目	内容
課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為	税額（税率）	定額制、1人1泊当たり200円
課税標準	宿泊施設への宿泊数	免税点	設けない
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	課税免除	設けない
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付）	罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者	見直し期間	原則5年ごとに見直し（社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討）
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付	特別奨励金	期限内申告・納付額の2.5%

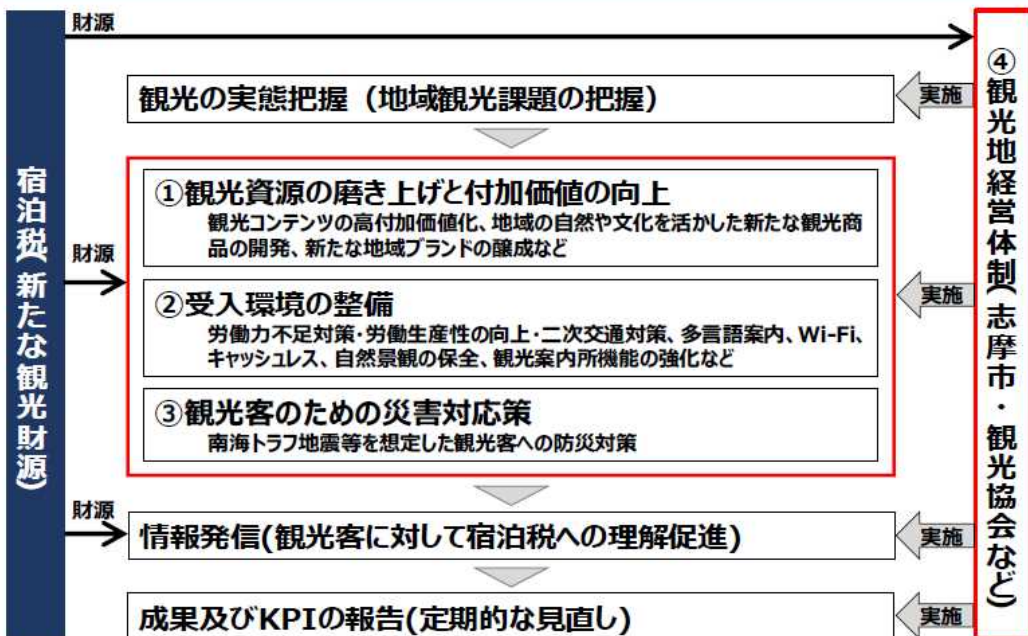
3. その他の留意すること

- (1) 使途の透明性の確保を図ること
- (2) 本委員会で示した提言について、内容を精査して、使途と課税要件等を決定していくこと
- (3) 導入後、効果について検証し、必要に応じて見直し等の措置を講じること
- (4) 宿泊事業者においては、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していくこと

近隣市の動向について（志摩市 税の使途・税制案）

宿泊税の使途については、訪問客への還元を基本とし、新規事業、既存事業の拡充又はこれらの事業への効果的な継続のために充当することを前提に、「①観光資源の磨き上げと付加価値の向上」、「②受入環境整備」、「③観光防災対策」、「④（①②③を実現するための）観光地経営体制の整備」を中心に大きく4つに分類している。

図表4-③ 宿泊税を用いた観光推進施策の4本柱



<志摩市>『宿泊税検討委員会資料』より一部抜粋

項目	要件	考え方
課税客体 納税義務者 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ●課税客体 市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ●納税義務者 宿泊施設への宿泊者 ●課税標準 宿泊施設への宿泊数 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体を宿泊行為とした場合には、享受する行政サービスにおいては、宿泊施設による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とする。
特別徴収義務者 徴収方法 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収義務者 旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ●徴収方法 特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する） ●申告期限 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごと申告納付が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当である。
税率（税額）	<ul style="list-style-type: none"> 【A案】1人1泊につき一律200円 【B案】1人1泊につき宿泊料金が 50,000円未満：200円 50,000円以上：500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要となる「まちの成長」に向けた事業規模を勘案。 ・伊勢志摩3市の協調。 ・宿泊事業者の負担軽減を図る必要がある。 ・高額な宿泊料金の宿泊者には応分の負担を頂く。
免税点	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがな

近隣市の今後のスケジュールについて

<鳥羽市>

12	1~2	3	4~3	4~
<p>12/23 第3回宿泊税検討委員会</p> <p>市長への提言</p> <p>政策会議</p> <p>市議会への報告</p>	<p>専門家からの意見聴取（制度設計）</p> <p>報告書完成</p> <p>システム整備支援に向けたアンケート予定</p> <p>検察庁との協議</p>	<p>市議会にて宿泊税条例や関連予算の審議予定</p>	<p>特別徴収義務者登録募集</p> <p>宿泊事業者への周知（説明会開催等）</p> <p>総務省との協議</p>	<p>宿泊税条例の施行</p>

Copyright © 2022 JTBF All Rights reserved. <27>

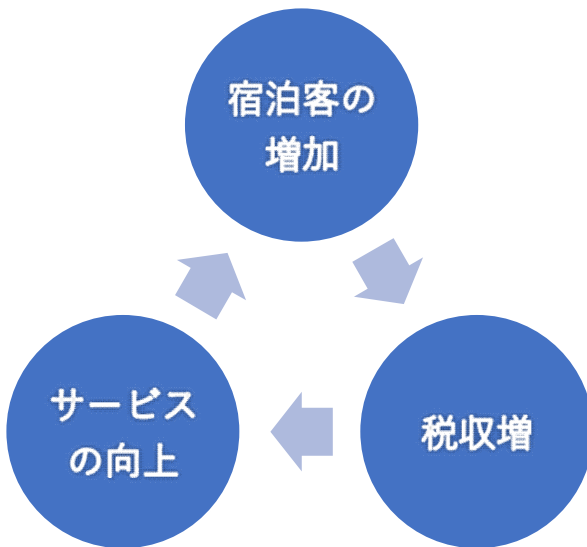
<鳥羽市> 『宿泊税検討委員会資料』 より一部抜粋

<志摩市>

12	1	2	3
<p>第3回 検討委員会 12/11</p> <p>（報告書素案作成）</p>	<p>第4回 検討委員会 1/29</p> <p>（報告書案作成）</p>	<p>報告書提出</p>	

<志摩市> 『宿泊税検討委員会資料』 より一部抜粋

4-(1) 伊勢市の目指す姿



住む人と訪れる人がおかげさまの
心を通じて交わるまち

常若の精神を未来へ受け継ぎ、
若々しく瑞々しいまち

10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために
宿泊税を活用し、好循環を生む施策を実施する

4-(2)-1 使用用途の方向性

使用用途の三本柱（案）

来訪者の満足度、
受入環境の向上

観光資源の発掘、
磨き上げ

持続可能な観光地
づくり

<施策推進の方向性>

- ・宿泊客の増加
- ・宿泊割合の増加

(市内周遊、滞在時間の延伸による、観光消費額の増加による地域経済の活性化・好循環)

- ・観光客・市民双方の満足度向上
- ・市民生活にとっても良い影響を与える「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地域づくりの推進

4-(2)-2 使用用途 (案)

・ **来訪者の満足度、受入環境の向上**
 宿泊施設・観光施設等の高付加価値化
 観光バリアフリーの推進、人材不足対策
 労務環境の改善、交通環境の維持・充実
 インバウンド対応の推進・支援
 観光案内機能の強化・充実

・ **観光資源の発掘、磨き上げ**

長期滞在を促進するコンテンツ造成・磨き上げ
 ナイトタイムエコノミーの推進
 文化・スポーツ観光等の推進
 誘客プロモーション、情報発信の強化

・ **持続可能な観光地づくり**

自然災害に備える観光危機管理の推進
 来訪者と住民双方の満足を得る事業の推進
 観光地の環境、名勝地等の景観保全・再生
 将来の再来訪を見据えた宿泊型観光誘客支援
 観光データマーケティング、観光人材育成

・ **特別徴収義務者への宿泊税報償金**

・ **災害発生や大規模イベント・催事準備**

例：満足度を高める施設改修補助金



例：二次交通環境充実
 ・新たな交通手段導入促進



例：文化観光の推進、夜間早朝の滞在環境整備



産官学連携コンテンツ



夜間コンテンツ

例：修学旅行等への支援

伊勢市集大会・
 合宿誘致補助金
 の拡充



例：景観保全、災害対応



無電柱化促進



名勝保全・活用

4-(3)-1 伊勢市における税込見込み（試案）

前回からの条件の見直し内容

- ・ 宿泊事業者アンケートの宿泊者数、宿泊単価より推計
有効回答数 39

【前回】

宿泊費	10,000円未満	80%
(素泊り)	10,000円以上20,000円未満	15%
	20,000円以上	5%

【見直し後】

宿泊費	10,000円未満	42%
(素泊り)	10,000円以上20,000円未満	43%
	20,000円以上	15%

4-(3)-2 伊勢市における税込見込み（試算）（一律定額）

税額

200円

想定

宿泊者数 83.7万人（令和5年 宿泊者実績）

税込

200円 × 837,000人 = 167,400千円

4-(3)-3 伊勢市における税収見込み（試案）（段階定額）

税額

宿泊費	10,000円未満	100円
	10,000円以上20,000円未満	200円
	20,000円以上	500円

想定

宿泊者数	83.7万人（令和5年 宿泊者実績）	
宿泊費※	10,000円未満	42%
	10,000円以上20,000円未満	43%
	20,000円以上	15%

※ 宿泊事業者アンケートの宿泊者数、
宿泊単価より推計
有効回答数 39

税収

100円 × 837,000人 × 0.42 = 35,154千円
200円 × 837,000人 × 0.43 = 71,982千円
500円 × 837,000人 × 0.15 = 62,775千円
<u>合計 169,911千円</u>

4-(3)-4 伊勢市における税収見込み（試算）（定率）

税額

宿泊費の 2 %

想定

宿泊者数	83.7万人	(令和 5 年 宿泊者実績)
宿泊費※	10,000円	42%
	15,000円	43%
	20,000円	15%

※ 宿泊事業者アンケートの宿泊者数、
宿泊単価より推計
有効回答数 39

税収

$10,000円 \times 0.02 \times 837,000人 \times 0.42 = 70,308千円$
 $15,000円 \times 0.02 \times 837,000人 \times 0.43 = 107,973千円$
 $20,000円 \times 0.02 \times 837,000人 \times 0.15 = 50,220千円$
合計 228,501千円

4-(4)-1 制度設計で考慮が必要となるポイント、課題

- 事務処理増を懸念する声が多く、**事務負担軽減の配慮**が必要
- 宿泊事業者や宿泊者にとっても**わかりやすい制度内容**であるか
- 修学旅行やスポーツ大会等に配慮**を求める意見が多い
- 行政サービスの一定享受による公平性だけでは、他目的（ビジネス目的等）の宿泊者への理解が得難い
- 使途に応じた税収**を見込むことができるか

4-(4)-2 制度内容 (案)

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納付

項目	要件
税額 (税率)	1人1泊あたり200円
免税点	なし
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し
特別報償金	期限内申告・納付額の 2.5%

4-(4)-3 税額、税率等（案）

課税方法別のメリット・デメリット

課税方法（案）	メリット	デメリット
一律定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度設計が簡素で事務負担が少ない ・ 行政サービスに対する公平感が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客単価の向上と税収増が比例しない（担税力に応じた垂直型公平感は低くなる） ・ 低単価でのサービスを求める宿泊需要減を不安視
段階的定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客単価の向上と税収増が一定程度比例（担税力に応じた垂直型公平感が高まる） ・ 行政サービスへの公平感が一定程度高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度設計が複雑化 ・ 食事や遊興費等を除いた宿泊代金の算出が必要 ・ 設定する段階金額による
定率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客単価の向上と税収増が比例（担税力に応じた垂直型公平感が高まる） ・ 高単価宿泊者の行政サービスに対する公平感は低い高単価になるほど低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度設計が複雑化 ・ 食事や遊興費等を除いた宿泊代金の算出が必要 ・ 行政サービス享受への不公平感

○宿泊客、宿泊事業者にとっても分かりやすく、事務負担の軽減を優先した制度設計が望ましい。

○宿泊施設間で課税額の不公平が生じない制度設計が望ましい

事務局案：宿泊客1人1泊あたり、一律定額200円

4-(4)-4 免税・課税免除（案）

○宿泊料金に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性を確保することが適当である。

事務局案：免税は設けない

- 宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- 宿泊事業者への事務負担の軽減を優先した制度が望ましい。
- 修学旅行への課税免除はアンケートでも意見があったが、課税免除とはせずに、宿泊税の使途の一つとして修学旅行等への支援を位置付ける。

事務局案：課税免除は設けない

5-1 今後のスケジュール

実施済

第1回（9月4日）

検討、報告内容

- 宿泊税に関する勉強会
- 宿泊事業者アンケート内容の共有
- スケジュール共有
- 意見交換

第2回（10月23日）

検討、報告内容

- 宿泊事業者・観光客アンケート結果の共有
- 宿泊税制度内容（素案）提示
- 意見交換

第3回（12月27日）

検討、報告内容

- 宿泊税制度内容（修正案）提示
- 意見交換

第4回（2月26日）

検討、報告内容

- 答申案の協議

宿泊事業者
アンケート
（9月実施済）

観光客
アンケート
（10月実施済）

有識者ヒアリング
（1月頃）

答申

5-2 検討委員会後のスケジュール

内容	市へ答申	市議会への説明	パブリックコメントの実施	条例案の提出	総務省協議	事業者説明会の実施
						観光客等への周知
						特別徴収義務者経営申告受付システム改修

